

川口市子どもの健やかな成長のための支援に関する条例（案）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 子ども・子育て支援（第 8 条）
- 第 3 章 施策の推進等（第 9 条—第 13 条）
- 第 4 章 雑則（第 14 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもの健やかな成長のための支援に関し、基本理念を定め、市、保護者、関係施設等及び市民の責務及び役割を明らかにするとともに、子ども・子育て支援を総合的に実施するための基本となる事項を定めることにより、全ての子どもの地域における健やかな成長に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18 歳未満の者その他その健やかな成長のための支援を行う必要があると認められる者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 子ども・子育て支援 子ども及び保護者に対する支援を行うものが実施する子どもの健やかな成長のための支援をいう。
- (4) 関係施設等 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園その他の子どもに対する教育又は保育の提供その他の支援を行う施設、事業者、団体等をいう。
- (5) 市民 市内に在住し、在学し、若しくは在勤する者又は市内で活動するもの

をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの健やかな成長のための支援は、児童福祉法第1条に規定する児童の権利に即し、全ての子どもに地域における適切な養育環境が等しく確保されることを旨として、その充実が図られなければならない。

(市等の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、保護者、関係施設等及び市民がそれぞれの責務及び役割を果たすことができるよう、それらのものに対し、必要な支援を行うものとする。

3 市、保護者、関係施設等及び市民（以下「市等」という。）は、子どもを犯罪、交通事故その他の危害及び子どもの健全な成長を著しく阻害する情報等から守り、子どもが安心して生活することができる地域環境を整えるものとする。

4 市等は、関係機関と連携し、児童虐待、いじめ、体罰その他の子どもの健やかな成長に有害な影響を及ぼす言動（第8条第5号において「児童虐待等」という。）の予防及び早期発見に取り組むものとする。

5 市等は、それぞれの責務及び役割を果たすことができるよう、相互に連携及び協力をするものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育てることについて第一義的責任を有するという基本的認識の下、子どもの健やかな成長に資するよう、家庭における養育環境を整えるものとする。

(関係施設等の役割)

第6条 関係施設等は、子どもがその能力を最大限に伸ばすことができるよう、その成長及び発達の段階に応じ、子どもの主体性を尊重した支援を行うものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、その地域において、子ども及び保護者を見守るとともに、子ども・子育て支援に関する市等の取組に協力するものとする。

第2章 子ども・子育て支援

(子ども・子育て支援の基本事項)

第8条 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本として実施されるものでなければならない。

- (1) 市民が安心して子どもを産み、又は育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てのそれぞれの段階に応じて切れ目なく行われるものであること。
- (2) 子どもが、自らの選択に応じ、学習、遊びその他の多様な経験をすることができるものであること。
- (3) 子ども及び保護者の家庭環境及び生活環境に応じて行われ、子どもが健やかに成長することができる養育環境を適切に整備するものであること。
- (4) 子どもの成長及び発達の段階並びに特性その他その置かれている状況に応じて行われるものであること。
- (5) 支援が必要と認められる子ども及び保護者に対して必要な子ども・子育て支援が行われるよう、当該子ども及び保護者並びに関係機関に適切に働きかけるものであること。

第3章 施策の推進等

(子ども・子育て支援に関する施策の推進)

第9条 市は、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する本市におけるこども施策（同法第2条第2項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）についての計画を、当該こども施策と子ども・子育て支援に関する施策とが一体となって推進されるように作成しなければならない。

- 2 子ども・子育て支援に関する施策は、前項の計画及び子ども・子育て支援に関する法令等と相互に連携し、総合的かつ継続的に推進されるものでなければならない。

(相談支援体制の整備等)

第10条 市は、子ども・子育て支援の充実を図るため、子どもに関する相談に総合的に応ずることができる体制の整備を行うものとする。

- 2 市は、子どもからの相談に直接応ずることができる体制を充実させるために必要な施策を講ずるものとする。

(子ども等の意見の反映)

第 11 条 市は、第 9 条第 1 項の計画の策定に当たっては、子どもの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に定めるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策の実施に当たっては、その施策の内容に応じ、子ども及び保護者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(啓発活動)

第 12 条 市は、子ども・子育て支援に関する市民の理解及び関心を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(財政上の措置等)

第 13 条 市は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置及び人材の確保のための措置を講ずるものとする。

第 4 章 雑則

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。